

---

---

平成24年第2回大和町議会臨時会会議録

---

---

平成24年4月5日（木曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	瀬戸啓一君
副町長	千坂正志君	産業振興課長	高橋久君
教育長	堀籠美子君	都市建設課長	千葉恵右君
代表監査委員	渡邊仁君	上下水道課長	堀籠清君
総務 まちづくり 課長	伊藤眞也君	会計管理者兼 会計課長	八島時彦君
財政課長	八島勇幸君	教育総務課長	菅原敏彦君
税務課長	庄司正巳君	生涯学習課長	森茂君
町民課長	高橋正治君	総務 まちづくり 対策官	石垣敏行君
環境生活課長	高橋正春君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅井茂君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主幹	曾根秀子
班長	千坂俊範	主査	藤原孝義
班長	瀬戸正志		

議事日程〔別紙〕

- 日程第 1 「仮議席の指定」
- 日程第 2 「議長の選挙」
- 日程第 3 「副議長の選挙」
- 日程第 4 「議席の指定」
- 日程第 5 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 6 「会期の決定について」
- 日程第 7 「常任委員の選任」
- 日程第 8 「議長の常任委員の辞任」
- 日程第 9 「議会運営委員の選任」
- 日程第 10 「議会広報調査特別委員会の設置」
- 日程第 11 「議会広報調査特別委員の選任」
- 日程第 12 「黒川地域行政事務組合議会議員の選挙」
- 日程第 13 「吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合議会議員の選挙」
- 日程第 14 「大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員の選挙」
- 日程第 15 「宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」
- 日程第 16 「報告第 1 号 専決処分の報告について（平成 23 年度道路改良舗装工事（町道吉田落合線）請負契約の変更について）」
- 日程第 17 「報告第 2 号 専決処分の報告について（平成 23 年度公共駐車場整備工事（町道天皇寺高田線）請負契約の変更について）」
- 日程第 18 「報告第 3 号 専決処分の報告について（平成 23 年度道路災害復旧工事（町道新田線）請負契約の変更について）」
- 日程第 19 「承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大和町税条例の一部を改正する条例）」
- 日程第 20 「承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」
- 日程第 21 「承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」
- 日程第 22 「承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度大和町一般会計補正予算）」
- 日程第 23 「承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度大

和町介護保険事業勘定特別会計補正予算)」

日程第 2 4 「承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度大和町下水道事業特別会計補正予算）」

日程第 2 5 「承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算）」

日程第 2 6 「議案第 4 1 号 訴えの提起について」

日程第 2 7 「同意第 1 号 監査委員の選任について」

日程第 2 8 「議会活性化調査特別委員会の設置」

日程第 2 9 「企業立地推進調査特別委員会の設置」

追加日程第 1 「所管事務調査の申し出について」

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前 9 時 5 6 分 開会前

事務局長 （浅野喜高君）

皆さん、おはようございます。

議会事務局長の浅野でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ここで、年長議員をご紹介します。大崎勝治議員でございます。

大崎議員、議長席にご登壇願います。よろしく願います。

臨時議長 （大崎勝治君）

ただいまご紹介をいただきました大崎勝治です。どうぞよろしく願います。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時の議長の職務を行います。ど

うぞよろしくお願ひします。

ここで、先例により、このたび選挙において議席を得られた議員の皆さんに住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いいたします。

自己紹介は自席で結構でございます。それでは、仮議席1番の今野善行君から順番をお願いいたします。

仮議席1番（今野善行君）

おはようございます。大和町小野出身の今野善行でございます。どうぞよろしくお願ひします。

仮議席2番（浅野俊彦君）

おはようございます。宮床山田地区の浅野俊彦でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

仮議席3番（千坂裕春君）

おはようございます。落合桧和田の千坂裕春と申します。よろしくお願ひします。

仮議席4番（渡辺良雄君）

おはようございます。もみじヶ丘一丁目地区の渡辺良雄と申します。よろしくお願ひいたします。

仮議席5番（松浦隆夫君）

おはようございます。吉岡城内東の松浦隆夫と申します。よろしくお願ひいたします。

仮議席6番（門間浩宇君）

おはようございます。門間浩宇でございます。生まれは鶴巢小鶴沢でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

仮議席7番（槻田雅之君）

おはようございます。もみじヶ丘三丁目の槻田雅之でございます。どうぞよろしく願いいたします。

仮議席 8 番（藤巻博史君）

おはようございます。吉岡南一丁目の藤巻博史です。よろしく願いいたします。

仮議席 9 番（松川利充君）

おはようございます。城内中地区の松川利充でございます。どうぞよろしく願いいたします。

仮議席 10 番（伊藤 勝君）

おはようございます。清水の伊藤 勝です。どうぞよろしく願いいたします。

仮議席 11 番（平渡高志君）

おはようございます。鶴巢下草地区の平渡高志です。どうぞよろしく願いします。

仮議席 12 番（堀籠英雄君）

おはようございます。吉田の金取南の堀籠英雄です。どうぞよろしく願いします。

仮議席 13 番（堀籠日出子君）

おはようございます。吉田反町下地区の堀籠日出子です。よろしく願いいたします。

仮議席 14 番（高平聡雄君）

おはようございます。落合相川の高平聡雄です。よろしく願いします。

仮議席 15 番（馬場久男君）

おはようございます。吉岡地区、志田町に住んでおります馬場久男です。よろしくお願いいたします。

仮議席 16 番（中川久男君）

お世話様でございます。吉岡城内西地区、中川久男でございます。よろしくお願いいたします。

仮議席 17 番（大須賀 啓君）

おはようございます。七ツ森の主峰笹倉山がございませ宮床地区の大須賀 啓であります。よろしくお願いいたします。

臨時議長 （大崎勝治君）

引き続き、事務局長から議会事務局職員の紹介をお願いします。

事務局長 （浅野喜高君）

それでは、議会事務局職員をご紹介します。

初めに、本日新議長より異動発令予定であります議事班長の瀬戸正志でございます。（「瀬戸です。よろしくお願いいたします」の声あり）なお、瀬戸正志は総務まちづくり危機対策官として本日異動予定でございます。次に、産業振興課企業誘致班長の千坂俊範でございます。（「千坂でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）千坂につきましては、本日付で後任の議事班長として異動予定でございます。よろしくお願いいたしますと思います。次に、主幹の曾根秀子でございます。（「曾根でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）次に、主査の藤原孝義でございます。（「藤原です。よろしくお願いいたします」の声あり）私、局長の浅野喜高でございます。

なお、議会事務局職員は、監査委員事務局も兼ねております。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長 （大崎勝治君）

次に、執行部より、町長を初め教育長、各課長等及び監査委員が出席しておりますので、紹介をお願いします。

総務まちづくり課長（伊藤真也君）

おはようございます。総務まちづくり課長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

私から執行部側の出席者についてご紹介いたします。

まず、大和町長浅野 元でございます。（「皆さん、おはようございます。大和町長の浅野でございます。どうぞよろしくお願いたします」の声あり）

副町長、千坂正志でございます。（「皆さん、おはようございます。副町長の千坂正志です。どうぞよろしくお願いたします」の声あり）

皆様から向かって右側になりますが、教育長堀籠美子でございます。（「おはようございます。堀籠でございます。よろしくお願いたします」の声あり）

皆様から向かって左側の方にまた戻りまして、代表監査委員渡邊 仁でございます。（「おはようございます。渡邊でございます。よろしくお願いたします」の声あり）

各課長につきましては、皆様から向かって左側の職員からご紹介いたします。

会計管理者兼会計課長八島時彦でございます。（「八島時彦でございます。よろしくお願いたします」の声あり）

二列目になります。環境生活課長高橋正春でございます。（「高橋です。よろしくお願いたします」の声あり）

税務課長庄司正巳でございます。（「庄司正巳です。どうぞよろしくお願いたします」の声あり）

財政課長八島勇幸でございます。（「八島勇幸でございます。よろしくお願い申し上げます」の声あり）

三列目になります。総務まちづくり課まちづくり対策官石垣敏行でござ

います。（「石垣敏行です。どうかよろしく願いいたします」の声あり）

続きまして、皆さんから向かって右側の席になります。教育総務課長菅原敏彦でございます。（「おはようございます。菅原敏彦です。よろしく願いいたします」の声あり）

保健福祉課長瀬戸啓一でございます。（「瀬戸啓一でございます。よろしく願いいたします」の声あり）

都市建設課長千葉恵右でございます。（「千葉恵右です。よろしく願いいたします」の声あり）

二列目になります。上下水道課長堀籠 清でございます。（「堀籠でございます。どうぞよろしく願いいたします」の声あり）

産業振興課長高橋 久でございます。（「高橋 久です。よろしく願いいたします」の声あり）

町民課長高橋正治でございます。（「高橋正治でございます。よろしく願いいたします」の声あり）

生涯学習課長森 茂でございます。（「森 茂です。よろしく願いいたします」の声あり）

三列目になります。産業振興課企業誘致対策官浅井 茂でございます。（「浅井 茂でございます。よろしく願いいたします」の声あり）

私、総務まちづくり課長伊藤眞也でございます。どうぞよろしく願いいたします。

これでご紹介を終了いたします。

臨時議長 （大崎勝治君）

これで紹介を終わります。

開会の前に、町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議長よりお許しをちょうだいいたしましたので、報告を1件させていただきますと思います。

報告につきましては、昨日、一昨日、4月3日から4日にかけて発達し

た低気圧に伴いまして、大変な暴風被害があったところでございますが、その経過についてご報告をさせていただきたいと思っております。

4月3日夕方でございますけれども、マスコミ等で低気圧通過によります大雨、強風のおそれがあるという報道等もございました。町といたしましては、4月3日につきまして5時半退庁以降は、本部職員につきましては自宅待機を指示しまして自宅待機をさせておったところでございます。

4月4日未明といいますか、1時59分ということでございますが、黒川消防本部の方に吉田八志田で突風によりまして屋根が飛ばされたといった通報があり、そのことの連絡が役場守衛の方にまいりまして、そこから危機対策官等に連絡があったところでございます。

その後、2時半にも、落合等でそういった被害があるということで第2報がありました。その後、町としまして落合の現場を確認をいたしまして、指示をしいたん引き上げているところでございます。

その後、6時過ぎに再度、今度は吉田八志田で小屋が飛ばされて町道を防ぐ等の連絡がございましたので、今度は6時半に本部職員に招集をかけまして、その情報収集、現地確認、パトロール等を実施したところでございます。

8時に、消防団の皆様方、各分団にけがなどの情報収集の指示、お願いをしております。8時半に災害警戒本部、これは副町長が本部長になりますが、を立ち上げまして、職員に対しまして各地域での部所、部所での情報収集、パトロールを指示しております。その後、各地区で情報収集、調査をした結果を午後1時、そして午後5時等に報告を受けて、指示をしているところでございます。

警報につきましては、昨日の午後5時3分に解除ということでございましたが、町の方としましては、この警戒本部につきましては引き続き警戒をしております。今朝8時50分に状況を確認した後、この警戒本部につきましては廃止をいたしております。

なお、今後情報の収集等につきましては引き続きやっていきたいというふうに思っております、そういう状況でございました。

消防団の皆様方には、各分団にパトロール等々、情報収集もしていただきましたこと、改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

なお、被害状況でございますが、確定ではございませんが現在のところでご報告をさせていただきたいと思っております。

人的被害につきましては、軽傷でございますが1名ございました。自宅の窓ガラスが破損をしてそのガラスの破片で足を切ったということでございまして、1名でございます。NHKのテロップに登米・大和2名というような出方がしておったんですが、多分登米と大和各1名という表現だったのではないかというふうに思っております、我々確認しているところは1名でございます。

また、被害家屋でございますが、屋根が飛ばされたということで4件、吉田1件、鶴巣2件、落合1件。また、被害の非住宅、作業場等々につきましても、やはり屋根が飛ばされた等の被害が4件ございました。吉岡、宮床、吉田、鶴巣、各1件ということでございます。

公共施設被害につきましては、落合松坂の生活センターと難波の生活センターの屋根が飛ばされたというような状況になっております。それから、上桧和田の生活改善センターの倉庫が1棟というふうにも情報が入っております。また、電信柱が7本、上桧和田方面で根元から折れたということでございます。

あと、ビニールハウス等農業施設でございますが、現在28棟ほど、吉岡1、宮床5、吉田10、鶴巣5、落合7というふうになっています。その他の樹木、街路等の倒木、塀の倒壊、電線の切断等々、これらにつきましては多数ございます。

現在、町道等の通行どめでございますが、町道の桧和田本線につきまして電柱が倒壊をして一時通行どめとなっておりますが、現在は片側通行で通行されているということでございます。なお、工事は継続して続いております。それから、停電は上桧和田地区で40世帯ほどありました。

また、学校関係でございますが、小中学校につきましては春休み期間中だったということ、また保育所・児童館につきましては、通常業務を行ったところでございますが、被害等、人的被害はもちろんございませんでした。

現状そういう状況でございますが、ご報告申し上げるところでございますが、なお再度精査をしてそういった被害状況等は確認をしたいというふ

うに思っているところでございます。

以上、この低気圧に伴います暴風雨の被害報告につきまして、報告をさせていただきます。以上でございます。ありがとうございます。

臨時議長 （大崎勝治君）

これで町長の報告を終わります。

午前10時14分 開 会

臨時議長 （大崎勝治君）

ただいまから平成24年第2回大和町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

「招集あいさつ」

臨時議長 （大崎勝治君）

町長から招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、改めましておはようございます。

第2回大和町議会臨時会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成24年第2回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、議員の皆様には、去る3月25日に執行されました大和町議会議員選挙におきまして、町民の期待を担ってめでたくご当選されたことに、心からお喜びとお祝いを申し上げます。皆様方の今後のご活躍をご祈念申し上げますとともに、町議会と町の執行部が車の両輪として住民福祉

の一層の向上に寄与していけるよう、私どもも努力してまいりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

さて、昨年は、3月11日に発生いたしました未曾有の大震災により、町道、下水道、学校施設を初めとする公共施設や住宅及び農業施設に甚大な被害が及んだところであり、これらの復旧・復興に対応した年でもありました。町民皆様のご理解、ご協力のもと、国等の制度を活用しながら復旧を進めておりますが、本庁の災害対策本部につきましては、県内各自治体の動向もかんがみまして、3月31日付をもって廃止いたしました。なお、今後の業務につきましては、各担当課にそれぞれの業務を引き継ぎ、対応に当たることといたしております。

被災されました多くの皆様方に改めてお見舞いを申し上げますとともに、災害対策本部にご支援、ご協力を賜りました大和町消防団を初めといたします多くの皆様方に、衷心より御礼を申し上げますところでございます。

こうした非常に厳しい年ではありましたが、町内の工業団地には東京エレクトロン宮城株式会社様を初めとする、多くの企業の本格操業や進出決定のあった年でもありました。今後も新たな企業の誘致を進めるとともに、こうした企業進出によります豊かさを実感できるまちづくりに向けた事業の展開を進めていく考えでございます。

なお、本町の平成23年度の事務事業についてでございますが、工事関係を中心に一部繰越措置をいたしておりますが、それ以外につきましては、順調な進捗となっているところでございます。

次に、平成24年度の行財政全般につきましては、3月定例議会におきましてご説明申し上げ、議決をいただいたところではございますけれども、本議会は選挙後の初議会でもございますので、この機会にその大要を申し述べさせていただきたいと存じます。

我が国の経済状況は、東日本大震災により深刻な打撃を受け、マイナス成長が半年間続くなど、非常に厳しいスタートとなったところでございます。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じて持ち直しに転じたところでございますが、夏以降は、急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化によります世界経済の減速が、景気の持ち直しに支障を来しております。

こうした状況下におきまして、国の予算編成と同時に地方財政対策も決定されており、総額81兆8,700億円程度の支出規模に対し、13兆6,800億円程度の財源不足が見込まれるため、各種財源調整を行った上の不足額7兆6,700億円につきましては、国と地方が折半して負担することとなり、地方負担分につきましては臨時財政対策債の対応となっております。

本町の平成24年度の財政もこのような背景を受けまして、歳入面の町税は個人町民税や法人町民税を中心に8,800万円の増加計上としておりますが、地方交付税は、基準財政収入額の増加要因により普通交付税で2億6,300万円の減額を見込んでおります。

歳出面では、企業立地奨励金や宮床中学校体育館建築工事への支出もあり、大変厳しい財政状況の中、不用な歳出のより一層の削減を図りながら、大和町第四次総合計画に基づきます活力と笑顔に満ちたまちを目指しての行政運営に取り組んでまいりたい決意でございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号から第3号につきましては、工事請負契約の変更について、議会から専決指定を受けた範囲で変更契約を締結いたしましたので、ご報告するものでございます。

承認第1号から承認第7号までは、専決処分を行ったことに対する承認を求めるものでございます。

まず、第1号から第3号は、3月定例議会時の全員協議会でご説明いたしました国の税制改正法案が可決成立いたしましたことによりまして、大和町税条例、大和町都市計画税条例、大和町国民健康保険税条例をそれぞれ改正したものでございます。

承認第4号から第7号までは、平成23年度の各種会計補正予算についてでございます。

まず、一般会計につきましては、特別交付税及び震災復興特別交付税の額の確定に伴い、災害復旧事業債から特別交付税への財源振りかえやその他の収入確定によります調整を行っております。

歳出につきましては、震災復興特別交付税の中には黒川地域行政事務組合事業分が含まれておりますので、その繰り出し措置を行うものであります。

す。

また、まちづくり基金及び学校校舎建設基金への積立措置をいたしました。

この結果、一般会計の補正額は6億2,237万3,000円の増額となりまして、歳入歳出の総額を107億2,852万5,000円としたものでございます。

介護保険事業勘定特別会計につきましては、保険給付費等の確定見込みにより所要の措置を行ったものであり、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、東日本大震災に伴います国庫補助金の確定により、財源の入れかえのみを行ったものでございます。

次に、議案第41号でございますが、町道敷用地にかかわります抵当権設定仮登記の抹消手続要求を土地所有権に基づき提訴しようとするものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

## 日程第1「仮議席の指定」

臨時議長 （大崎勝治君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

---

## 日程第2「議長の選挙」

臨時議長 （大崎勝治君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人には1番今野善行君及び2番浅野俊彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番今野善行君及び2番浅野俊彦君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

うち

有効投票 17票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

大須賀 啓君 14票

馬場 久雄君 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、大須賀 啓君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された大須賀 啓君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで大須賀 啓君から議長当選のあいさつがあります。

議長 （大須賀 啓君）

ただいま議長選におきまして議長に当選をさせていただきました。身の引き締まる思いとこの任の重さを感じているところでありますが、今後の4年間におかれましては、20年の経験を踏まえ、初心に帰りながら、議員皆様方のご指導・ご協力を賜りまして、今大和町はどこに行っても輝いている町でございます。私ども議員は、住民に直接選挙で選ばれてこの議会に送っていただいておりますことは申し上げるまでもないかと思っておりますが、議会の果たさなければならない役割、行政の役割とは異なりますけれども、何と言っても大事なことは、住民の福祉の向上はもとより、明るいそして住民が幸せを感じるまちづくりが非常に大事であろうと思っております。町長の所信の表明にもありましたが、行政と議会、車の両輪のように、ときにはギア調整をしながら走らなければならない、このように新たな思いでいるところであります。

議員の皆さん一人一人いろいろな思いがあるかと思っておりますし、特に新人7人の議員様方におかれましては、いろいろな人生の経験豊富な方々でありますけれども、いろんな思いを抱きながら議員に初当選されたわけでございますから、早く議会になじんでいただきまして、一日も早い住民福祉の向上にご尽力、ご努力をしていただければ非常にありがたいと、こんな思いであります。

浅学非才の身であります。今までの経験を生かしながら、議員皆様方と一緒に明るい議会活動ができるように一生懸命努力をしてみたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

簡単ではありますが、議長当選に当たりまして一言のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

臨時議長 （大崎勝治君）

これで臨時議長の職務は終わりました。

ご協力ありがとうございました。（拍手）

大須賀議長さんに議長席にお着き願います。

ありがとうございました。

〔臨時議長大崎勝治退席、議長大須賀 啓君議長席に着く〕

議 長 （大須賀 啓君）

それでは、引き続き議事を進行いたします。

これからの議事は、既に配付してある議事日程に従って進めます。

---

### 日程第3「副議長の選挙」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番千坂裕春君及び4番渡辺良雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

投票は単記無記名で行います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番千坂裕春君及び4番渡辺良雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

うち

有効投票 17票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

堀籠日出子君 14票

馬場 久雄君 3票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、堀籠日出子さんが副議長に  
当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された堀籠日出子さんが議場におられますので、  
会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで堀籠日出子さんから副議長当選のあいさつがあります。

副議長 （堀籠日出子君）

ただいま副議長選挙におきまして副議長という大役を仰せつかりました堀籠日出子でございます。議長の補佐役として円滑な議会運営に努めるとともに、町民の福祉向上とまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

議長 （大須賀 啓君）

ここで暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

議長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4「議席の指定」

議長 （大須賀 啓君）

日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指名します。

議席は、お手元に配付した議席表のとおり指定します。

それぞれの定められた議席にご移動をお願いいたします。

---

#### 日程第5「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番今野善行君、  
2番浅野俊彦君を指名します。

---

## 日程第6「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第6、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとする  
ことに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩時間は15分間といたします。

休憩中に全員協議会を開催し、監査委員候補者の選任を行います。

午前11時08分 休 憩

午前11時26分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

本会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第7「常任委員の選任」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総

務常任委員に松川利充君、高平聡雄君、伊藤 勝君、松浦隆夫君、浅野俊彦君、大須賀 啓君、以上の6人を、社会文教常任委員に中川久男君、堀籠日出子さん、平渡高志君、藤巻博史君、千坂裕春君、渡辺良雄君、以上の6人を、産業建設常任委員に大崎勝治君、馬場久雄君、堀籠英雄君、今野善行君、門間浩宇君、槻田雅之君、以上の6人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に各常任委員会を開き、委員長及び副委員長を互選の上、結果を議長へ報告願います。

休憩時間は少し長くなると思いますので、再開は庁内放送によりお知らせいたします。

午前 11時27分 休 憩

午前 11時56分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されたので報告いたします。

総務常任委員長に伊藤 勝君、同副委員長に松川利充君、社会文教常任委員長に中川久男君、副委員長に平渡高志君、産業建設常任委員長に堀籠英雄君、副委員長に大崎勝治君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

---

## 日程第8「議長の常任委員の辞任」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第 8、議長の常任委員の辞任について、一身上に關することであり、除斥の対象に該当しますので、副議長と交代いたします。

〔議長大須賀 啓君退場、副議長堀籠日出子君議長席に着く〕

副議長 （堀籠日出子君）

引き続き議事を進めます。

日程第 8、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

議長から議会先例によって、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮ります。

議長の常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

〔副議長堀籠日出子君退席、議長大須賀 啓君議長席に着く〕

---

## 日程第 9 「議会運営委員の選任」

議長 （大須賀 啓君）

日程第 9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

申し合わせにより、委員には総務常任委員長伊藤 勝君、同副委員長松川利充君、社会文教常任委員長中川久男君、同副委員長平渡高志君、産業建設常任委員長堀籠英雄君、同副委員長大崎勝治君、以上 6 人を議会運営委員に指名します。

ここで暫時休憩します。再開は午後 1 時とします。

休憩中に議会運営委員会を開き、委員長及び副委員長を互選の上、結果を議長へ報告願います。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に松川利充君、同副委員長に平渡高志君、以上のとおり選任されました。

---

#### 日程第10「議会広報調査特別委員会の設置」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第10、議会広報調査特別委員会の設置を議題にします。

お諮りします。

議会広報の編集、発行について、委員6人をもって構成する議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本件に関しては、6人の委員をもって構成する議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第11「議会広報調査特別委員の選任」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第11、議会広報調査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、伊藤 勝君、浅野俊彦君、藤巻博史君、千坂裕春君、門間浩宇君、今野善行君、以上6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会広報調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

午後1時02分 休 憩

午後1時09分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報調査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので報告します。

議会広報調査特別委員会委員長に伊藤 勝君、副委員長に藤巻博史君、以上のとおり選任されました。

---

## 日程第12「黒川地域行政事務組合議会議員の選挙」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第12、黒川地域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

黒川地域行政事務組合議会議員に松川利充君、平渡高志君、高平聡雄君、伊藤 勝君、槻田雅之君を指名します。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました松川利充君、平渡高志君、高平聡雄君、伊藤 勝君、槻田雅之君、以上の諸君が黒川地域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

### 日程第13「吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員の選挙」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦にすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に大崎勝治君、堀籠日出子さん、堀籠英雄君、松浦隆夫君、千坂裕春君を指名します。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した大崎勝治君、堀籠日出子さん、堀籠英雄君、松浦隆夫君、千坂裕春君、以上の諸君が吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

#### 日程第14「大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員の選挙」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員に高平聡雄君、千坂裕春君を指

名します。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した高平聡雄君、千坂裕春君の2名が大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

## 日程第15「宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に渡辺良雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました渡辺良雄君が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました渡辺良雄君が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました渡辺良雄君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

日程第16「報告第1号 専決処分の報告について（平成23年度道路改良舗装工事（町道吉田落合線）請負契約の変更について）」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、報告第1号 専決処分の報告について（平成23年度道路改良舗装工事（町道吉田落合線）請負契約の変更について）を議題とします。

提出者からの説明を求めます。都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

報告第1号でございます。

平成23年度道路改良舗装工事（町道吉田落合線）の請負契約の変更についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので、議会にご報告するものでございます。

11ページをお願いいたします。

平成23年9月8日、議案第56号をもって議決を賜りました道路舗装工事の請負契約の変更を行うものでございまして、496万2,300円の増額を行いまして5,819万7,300円とするものでございます。

変更の内容でございますが、予定をしておりました宮城県からの盛り土材料が、土質の調査の結果、適合しない、不適合であるということから、山砂を改めて購入をして使用するというにいたしましたものでございまして、この増額の事業費につきましては、入札執行により生じた差金を充当いたしまして事業の促進を図るものでございまして、工期につきましても5月30日とするものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことはありますか。特にありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

なければ、報告第1号はこれをもって報告済みとしたいと思います。

---

**日程第17「報告第2号 専決処分の報告について（平成23年度公共駐車場整備工事（町道天皇寺高田線）請負契約の変更について）」**

議長（大須賀 啓君）

日程第17、報告第2号 専決処分の報告について（平成23年度公共駐車場整備工事（町道天皇寺高田線）請負契約の変更について）を議題とします。

提出者からの説明を求めます。都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

続きまして、報告第2号でございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

平成23年度公共駐車場整備工事（町道天皇寺高田線）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので、議会にご報告するものでございます。

13ページをお願いいたします。

本案件につきましては、平成23年9月8日、議案第57号をもって議決を賜りました公共駐車場整備工事の変更契約を行うものでございまして、210万円を増額いたしまして6,604万5,000円とするものでございます。

本工事につきましては、役場庁舎裏側に計画をしておりますバスターミナルの工事でございます。平成23年度の工事といたしましては路盤工までの仕上げというふうにしてございまして、当初バスプールといたしまして中央にバス1台分の駐車スペースを予定をしておりましたが、有効活用を図ることからバス2台分駐車できるように変更を行ったものでございまして、この不足する事業費につきましては、入札の執行により生じた入札差金を充当いたしまして事業の促進を図るものでございます。工期

につきましては、5月31日までとするものでございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありますか。特にありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

なければ、報告第2号はこれをもって報告済みとしたいと思います。

---

**日程第18「報告第3号 専決処分の報告について（平成23年度道路災害復旧工事（町道新田線）請負契約の変更について）」**

議長 （大須賀 啓君）

日程第18、報告第3号 専決処分の報告について（平成23年度道路災害復旧工事（町道新田線）請負契約の変更について）を議題とします。

提出者からの説明を求めます。都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

報告第3号でございます。

議案書14ページをお願いいたします。

平成23年度道路災害復旧工事（町道新田線）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので、議会にご報告をするものでございます。

15ページをお願いいたします。

本工事につきましては、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災によりまして、鶴巢大平にございます環境管理センターへの進入路となっております町道新田線の災害復旧工事でございます。平成23年9月8日、議案第58号をもって議決を賜りました契約内容について493万3,950円を増額をいたしまして、6,373万3,950円とするものでございます。

変更の内容でございますが、町道ののり面が大きく崩れましたために、補強土壁工という工事によりまして復旧するものでございますが、掘削す

る勾配を通常の5部勾配というふうにしておりましたが、高盛り土のため再度崩落するおそれがあるということが判明をいたしましたので、勾配を1割と緩くいたしまして安全性の確保を図るものでございます。この工事につきましては23年度事業ということで3月27日に既に完了しておりますので、ご報告をするものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

なければ、報告第3号はこれをもって報告済みとしたいと思います。

---

---

#### 日程第19「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（大和町税条例の一部を改正する条例）」

議長 （大須賀 啓君）

日程第19、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大和町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長庄司正巳君。

税務課長 （庄司正巳君）

議案書の16ページでございます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

17ページをお開き願います。

大和町税条例の一部を改正する条例。大和町税条例の一部を次のように改正するものです。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に国会で可決成立しましたことにより、専決処分させていただき、平成24年度課税に支障のないように対応するものでございます。

改正の内容につきましては、3月定例会中に開催しました全員協議会でご説明いたしました平成24年度税制改正大綱に沿った改正であります。主な改正点につきまして再度ご説明申し上げます。

ことしは固定資産税評価がえの年に当たっておりますので、固定資産税に関する改正が大部分を占めておりまして、現在適用されております特例措置の延長に伴う変更、例えば新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長、新しく住宅を建てた場合のその土地に係る固定資産税の減額措置、あるいは土地に係る固定資産税の負担調整措置の期間延長など、そのほかに東日本大震災に伴う特例措置の改正等が主な内容でございます。

改正内容につきましては、別紙でお配りいたしております条例議案説明資料、承認第1号、第2号関係によりご説明を申し上げますので、ご準備をお願いいたします。

説明資料の1ページをお開き願います。

右の欄が現在の規定、左の欄が改正後の規定でございます。改正する箇所は下に線が引かれている部分がありますので、それぞれ対照して見ていただきたいと思います。

初めに、第36条の2につきましては、町民税の申告に関する規定でございます。公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方で、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合は申告書の提出が不要になることに伴う改正でございます。

下の方になりますけれども、54条第7項は、引用している地方税法施行規則が改正され、条番号がずれたことにより改正するものでございます。

次の2ページでございます。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定めることになったことに伴う改正でございます。

第1項の下水道除外施設につきましては、地方税法で標準的な割合とされている4分の3、第2項の雨水浸透貯留施設につきましても同様に3分の2とするものでございます。

第10条の3、第7項及び第8項は、引用する条項の項番号がずれたことに伴う改正でございます。

3ページでございます。

第11条は、適用年度が「平成21年度から平成23年度まで」から「平成24年度から平成26年度まで」に更新する改正、及び引用条項がずれたことによる改正でございます。

第11条の2につきましても、適用年度の更新に伴う変更でございます。

第12条は、土地に係る負担調整措置の適用年度の更新による改正、及び住宅用地に係る据え置き特例の廃止に伴う改正でありまして、次の4ページの下の方に第4項がございますが、第4項が削除されることにより、第5項以下の項目が1個ずつ繰り上がるものでございます。

5ページでございますが、第12条の2につきましては、引用条項の改正及び適用年度の更新に伴う変更でございます。

6ページでございます。

第13条は、適用年度の更新による改正でございます。

附則第15条第1項は、引用する条項の項番号がずれたことによる変更、及び特例措置の適用期間の更新に伴う改正でございます。

7ページになります。

附則第21条の2は、新たに追加する項目でございますして、特定移行一般社団法人が設置する幼稚園、図書館、博物館に係る固定資産税の非課税規定を適用する際に、町長に提出いたす書類を規定するものでございます。

8ページをお願いいたします。

附則第22条の2も新設する項目でございますして、東日本大震災により被災した居住用財産の敷地に係る権利の譲渡をした場合の分離譲渡所得に係る規定の読みかえを規定したものでございまして、譲渡所得に係る特例のうち、東日本大震災による被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限については、震災特例法第11条の6により通常3年であるところを7年に延長するものでございます。

9ページでございます。

附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金と特別税額控除の適用期間等の特例を規定したものでございまして、字句の変更及び引用条項の項番号がずれたことにより改正するものでございます。

次に10ページでございます。

第2項は新設する項目でございますして、東日本大震災に係る住宅借入金

と特別税額控除の特例の適用がある場合の住宅借入金等特別控除税額に係る規定の読みかえを規定したものでございます。

それでは、議案書20ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1条は、施行期日でございます。平成24年4月1日から施行するものであります。ただし、第36条の2、第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定、寡婦（寡夫）控除に関する規定は、平成26年1月1日から施行するものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。改正後の第36条の2第1項の規定は、平成26年度以降の年度分の個人町民税について適用するものでございます。

第2項は、改正後の附則第23条の規定は平成24年度以後の年度分の個人町民税について適用することを規定したものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございます。第1項は、改正後の規定は平成24年度以降の固定資産税に適用することを規定したものです。

21ページでございます。

第2項及び第3項につきましては、改正後の附則第10条の2の規定は平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用することを規定したもので、第4項及び第5項は、固定資産税の住宅用地に係る据え置き特例に関する経過措置を規定したものでございまして、字句の読みかえを行った上で、平成24年度及び平成25年度は特例措置を存置することを規定したものでございます。

読みかえる内容につきましては、21ページと21ページの表に示したとおりでございますが、各表の左の欄に掲げる規定の中で、中欄に掲げる字句につきましては右の欄に掲げる字句に読みかえるというものでございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

---

---

## 日程第20「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(大和町都市計画税条例の一部を改正する条例)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第20、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(大和町都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長庄司正巳君。

税務課長 (庄司正巳君)

議案書の23ページでございます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

24ページでございます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例。大和町都市計画税条例の一部を次のように改正するものです。

議案説明資料の11ページをお開き願います。新旧対照表でございます。

附則第2項は、宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する規定でございまして、負担調整措置の適用年度を現行の「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」3年間延長することに伴う改正でございます。

附則第3項につきましては、負担調整措置の適用年度の3年間延長と住

宅用地に係る規定を削除するものでございます。

12ページでございます。

附則第4項につきましても、負担調整措置の適用年度を3年間延長するものでございます。

附則第5項は、住宅用地に係る据え置き特例の規定でございまして、今回の地方税法の改正によりまして削除することになったものでございます。なお、附則第5条が削除されたことによりまして、以下の第6項から第13項までの項番号が1項ずつずれることとなります。例えば、次の第6項が第5項に、第7項が第6項というように以下の項目が1個ずつ繰り上がる形になるものです。

附則第6項と第7項及び第8項につきましては、負担調整措置の適用年度を3年間延長することに伴う改正でございます。

附則第9項は、農地に対して課する都市計画税の特例について規定したものでありまして、同じように特例規定の3年間延長に伴う改正でございます。

14ページでございます。

附則第10項は、第5条が削除されたことに伴い、項番号を繰り上げるものでございます。

附則第11項は、項番号が繰り上がったことに伴い、引用する項番号の変更となることに伴う改正でございます。

附則第12項につきましては、引用条項の項番号の繰り上げに伴う変更と引用する規定が改正されたことに伴う改正であります。

附則第13項は、引用しております地方税法附則第15条が改正されたことに伴いまして、引用条項の項番号がずれたことなどにより改正するものでございます。

議案書の25ページにお戻りをお願いいたします。

附則でございます。

第1項は、施行期日でありまして、平成24年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置を規定したものでございまして、改正後の規定は平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用するものであります。

第3項は、住宅用地に係る規定であります改正前の附則第3項及び第5項の規定につきましては字句の読みかえを行った上で、平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税についてはなおその効力を有するものであります。

読みかえる内容につきましては、次の表に記載しているところであります。例えば、表の中で左の欄に記載しております旧条例附則第3項の規定の中で、中欄に掲げる前項という字句につきましては、右の欄に掲げる附則第2項と読みかえるというものでございます。以下、同様に読みかえるものでございまして、内容は省略をさせていただきます。

第4項は、前項の住宅用地に係る据え置き特例の経過措置が適用される場合に、改正後の条例の規定において字句の読みかえを行うものであります。読みかえる内容につきましては、次の表に記載しているとおりであります。内容は省略させていただきます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

---

## 日程第21「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第21、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長庄司正巳君。

税務課長 （庄司正巳君）

議案書の27ページでございます。

承認第3号専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

28ページでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。大和町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものです。

今回の改正は、附則第16項を新たに追加するものでございまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定したものでございます。

譲渡所得に係る特例のうち、東日本大震災により被災した居住用財産の敷地に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限につきましては、東日本大震災の被災者等に係る国保、国税、関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6によりまして、通常3年であるところを7年に延長するというものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

---

---

## 日程第22「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度大和町一般会計補正予算)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第22、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度大和町一般会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の29ページをお願いしたいと思います。あわせて、専決3号ということで別冊の資料もございますので、そちらもあわせてご準備をお願いできればと思います。

29ページにつきましては、専決の承認をお願いするに当たりましての案文の記載でございます。

30ページをお願いしたいと思います。

平成23年度大和町一般会計補正予算(専決第3号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ6億2,237万3,000円を追加いたしまして、予算額を107億2,852万5,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものであります。

第2条につきましては、地方債の変更及び廃止でございます。

34ページをお願いします。

地方債の変更でございます。災害復旧事業に係る起債につきましては、主に今回の震災復興特別交付税で交付されたことによります4つの事業の減額変更となったものであります。起債の方法、利率、償還の方法につき

ましては、記載のとおりでございます。総額で1億7,840万円の減額となっております。

35ページ、これにつきましては、こちらも震災復興特別交付税で交付されました15の事業につきまして、起債を廃止いたしましたものでございます。総額につきましては、2億5,080万円の減額となったものでございます。

続きまして、事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございます。

2款1項1目自動車重量譲与税でございますけれども、額の確定に伴いまして229万5,000円増額いたしましたものとなっております。

同じく2項地方揮発油譲与税につきましても、210万2,000円の増額となったものであります。

6款1項1目地方消費税交付金でございますけれども、こちらにつきましても額の確定によりまして1,636万6,000円増額いたしましたものでございます。

11款1項1目地方交付税であります。特別交付税で4億2,716万5,000円、震災復興特別交付税で6億8,676万1,000円の交付がございまして、このうち特別交付税で1億6,300万円既に予算計上分を差し引きまして、今回9億5,092万6,000円の計上となったものでございます。

なお、震災復興特別交付税のうち1億1,681万9,000円につきましては、黒川地域行政事務組合分として今回交付されておりますので、今回歳出のそれぞれの費目におきまして負担金として支出措置をいたしているものでございます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金でございますが、441万円に額が確定いたしましたので、59万円の減額措置をいたしたものでございます。

4ページをお願いしたいと思います。

15款1項1目民生費国庫負担金3節子ども手当負担金であります。23年度の子ども手当の額の確定に伴います精算措置でございます。

同じく2目災害復旧費国庫負担金であります。事業量確定に伴う239万4,000円の減額をいたしたものでございます。

2項8目災害復旧費国庫補助金1節都市施設災害復旧費補助金であります。国庫補助負担率の変更によりまして1,759万1,000円の増額措置とな

っております。

16款 1項 1目 民生費 県負担金につきましては、国庫負担金同様子ども手当の額の確定に伴います精算の305万5,000円の減額となっております。

2項 1目 民生費 県補助金 2節 障害福祉費 補助金につきましては、対象事業費の確定によります128万3,000円の増額措置でございます。

3目 農林水産業費 県補助金 1節 農業委員会 交付金と農地制度実施円滑化事業費につきましては、事業量確定に伴います459万6,000円の減額、2節 林業費 補助金につきましては、森林整備活動支援交付金の事業量の確定による減額となっております。

続きまして、5ページでございます。

12目 災害復旧費 県補助金 5節 災害等廃棄物処理基金 補助金でございますけれども、震災瓦れき処理につきましては、その処分費用の50%につきましては国庫補助金で、残り30%につきましてはこの基金補助金として措置されたものでございます。

18款 1項 1目 総務費 寄附金につきましては、今回の大震災に対しまして寄せられましたものとなっております。

21款 5項 3目 雑入でございますけれども、地域振興事業助成金につきましては、宝くじの市町村交付金として23年度交付されたものでございまして、本年度につきましては709万2,000円交付されたものでございます。

その他の収入につきましては、全国町村会、宮城県土地改良団体連合会からの震災対応収入で374万6,000円を計上したものでございます。

22款 1項 6目 災害復旧債でございますけれども、先ほど議案でご説明申し上げましたとおり、震災復興特別交付税におきまして振りかえされたものの減額でございまして、7つの節、19事業にわたりまして4億2,920万円の減額となったものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお願いしたいと思います。

2款 1項 3目 財政管理費でございますけれども、25節 積立金につきましては、まちづくり基金への積み立て3億3,580万円を計上いたしまして、これまでの予算計上額20万円と合わせまして3億3,600万円の積み立てを

措置いたしましたものでございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項社会福祉費4目障害者福祉費につきましては、障害者施設への給付費でございます。施設職員の報酬等におきまして国・県の補助対象部分が拡大されたことに伴います。収入財源の振りかえでございます。一般財源から国・県支出金へ128万3,000円の振りかえを行うものでございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

町民課長高橋正治君。

町民課長 （高橋正治君）

3款民生費2項児童福祉費2節児童措置費、子ども手当支給事業費の減額についてご説明いたします。

子ども手当支給事業費につきましては、1,491万6,000円の減額となっております。

子ども手当につきましては、零歳から中学3年生までの子供に対して支給を行っているものでございます。支給金額といたしまして、3歳未満の子供は月額1万5,000円、3歳から小学6年生までの子供は月額1万円ですが、そのうち第3子目以降が月額1万5,000円となっております。そして、中学生は月額1万円となっております。

子ども手当の制度沿革といたしましては、子ども手当制度は、平成22年度からこれまでの児童手当制度が廃止となってスタートしたものでございますが、中学3年生までの子供に対して1万3,000円を支給する、あくまでも平成22年度における子ども手当という名の時限立法でございました。

その後、平成23年度の子ども手当について、半年後の延長措置であるつなぎ法が成立となり、当初予定されていた支給額を一律2万6,000円に引き上げる内容が平成23年9月まで先送りとなりました。そして、23年10月からは新しい特別措置法が成立となり、国の子ども手当予算からも東日本大震災の復興費用を充てる方針となったことで、支給金額が当初予定の2万6,000円ではなく、子供の年齢と人数によって支給額が異なる現行の制度の内容となったものでございます。

今回の専決処分につきましては、平成23年度の当初予算編成において支給率を一律1万3,000円と計上していたものでございますが、今回の特別措置法による支給額の改正に伴う減額が発生したものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長（高橋正春君）

4款1項1目19節負担金41万5,000円でございますが、東日本大震災における黒川浄斎場の災害復旧工事に係る町負担分でございます。

同じく2項1目19節負担金2,557万7,000円は、し尿処理場、ごみ処理場に同様の事由で災害復旧工事にかかった部分の町負担分でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長（高橋 久君）

続きまして、5款農林水産業費1項1目農業委員会費13節委託料につきましては、農家基本台帳システムの改修費の額の確定により減額をいたすものでございます。

5目農地費28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への事業費確定により減額をいたすものでございます。

続きまして、2項1目林業振興費19節補助金につきましては、森林整備活動支援交付金事業といたしまして、森林整備を計画する団体に対しまして、作業道整備に要する経費を国・県・町がそれぞれ助成するものでございますが、額の確定により減額をいたすものでございます。

6款商工費1項2目商工振興費22節補償金につきましては、中小企業振興資金貸付金の10%損失補償分として予算化をしてございましたが、1件の損失補償がございましたが、残りにつきましては全額減額をいたすものでございます。

町小規模企業小口資金損失補償料につきましては、該当がございませんでしたので、全額減額いたすものでございます。

よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

続きまして、9ページをお願いいたします。

7款2項1目道路維持費でございます。13節委託料でございますが、3月の降雪によります除融雪の実績によります計上でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、町道吉岡吉田線の歩道舗装復旧工事を予定しておりましたが、これによりましてあわせて水道管の移設ということでの計上をさせていただきましたが、震災によりまして実施できなかったことによります減額の調整でございます。

続きまして、4項2目下水道費の28節繰出金でございますが、下水道災害復旧工事の事業確定による減額でございます。

3節公園費につきましては公園管理費でございます。15節工事請負費につきましては、町単独災害復旧工事といたしまして大和インター周辺の土地区画整理区域内にございます調整池の災害復旧工事でございますが、入札執行によります精算による減額調整でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

8款消防費1項1目常備消防費の19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合の町村負担金でございまして、昨年の東日本大震災によりまして被害を受けました郡内各消防出張所の復旧工事費用、並びに消防救急無線施設設備等の整備費用に係る負担金でございまして、その財源としましては、先ほど歳入の面でご説明ありました震災復興特別交付税を充当したものでございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、10ページの方をお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費の25節積立金につきましては、学校校舎建設基金への積立金でございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費11節需用費につきましては、光熱水費に要します経費でございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費11節需用費につきましては、光熱水費に要します経費でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

10款1項1目道路橋りょう災害復旧工事費でございますが、現年単独災害復旧費でございまして、15節工事請負費につきましては、事業費確定による減額でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

---

### 日程第23「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第23、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

それでは、議案書の方にお戻りいただきまして、37ページをお願いいたします。

承認第5号専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

38ページをお願いいたします。

平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(専決第1号)で

ございます。

第1条としまして歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億552万7,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条としまして、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

繰越明許費でございます。40ページでございます。

これにつきましては、1款総務費1項総務管理費の介護保険システム改修業務の委託料でございます。430万5,000円を繰り越すものでございます。この件につきましては、去る3月議会で補正をお願いしました介護保険料並びに介護報酬改定に伴います電算のシステム改修の委託料でございます。3月末をもって契約を締結いたしました。作業業務につきましては繰り越しを行うものでございます。

それでは、事項別明細書の16ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、さきの3月議会開催後に国の方から交付金等の決定通知が入りましたことによりまして、補正をお願いすることになったものでございます。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項1目調整交付金につきましては、国からの調整交付金でございます。平成23年度の介護給付費の実績見込みに伴います確定見込み額を補正するものでございます。

6目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険におきます保険料及び介護報酬改定に伴います電算システムの改修費用でございます。歳出の委託料確定に伴います精算を行うものでございます。

7款繰入金2項1目財政調整繰入金につきましては、本特別会計の23年度の精算見込みによりまして基金の方へ戻し入れをするものでございます。

次の17ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費の13節委託料につきましては、介護保険

システムの改修委託料の精算によるものでございます。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、デイサービス、ホームヘルパー、訪問入浴などの居宅サービス料の精算見込みによる減額でございます。

2目施設介護サービス給付費等につきましては、老人ホーム等などの入所者への給付費でございます。精算見込み額の補正をお願いするものでございます。

3目居宅介護サービス計画等につきましては、ケアプラン作成等に要します費用でございます。歳入の財源振りかえでございます。

4目地域密着型介護サービス給付費につきましては、高齢者グループホーム並びに認知症などの通所の介護サービスに要する費用でございます。財源の振りかえをお願いするものでございます。

続きまして、2項高額介護サービス費につきましては、1目、2目、3目ともそれぞれ要介護の利用者、要支援の利用者、並びに介護と医療費の合算におきまして高い金額の支払い額となる方、ある一定の限度額を超える方々への補てん費用でございます。それぞれ財源の調整、さらには振りかえをお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

3項の介護予防サービス等諸費でございますけれども、これにつきましても1目、2目とも要支援1、2の方々への介護サービス並びにケアプランの作成費用でございます。それぞれ財源の振りかえをお願いするものでございます。

4項特定入所者介護サービス等費でございますけれども、これにつきましては、老人ホームとさらには老人施設の入所者への居住費、食費へのサービス費用でございます。23年度精算見込みによる補正でございます。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金につきましては、要支援者などへの支援事業でございます。補助事業でございます。地域支援事業の補助金額確定精算に伴います還付金、償還金でございます。予算科目変更流用の形としまして支出をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

---

---

#### 日程第24「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第24、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

承認第6号専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

42ページになります。

平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）であります。

第1条の歳入予算の補正であります。歳入予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものであります。

43ページに第1表を記載してございます。詳細につきましては事項別明細書の19ページでご説明をいたします。

事項別明細書の19ページをお願いします。

この補正につきましては、下水道災害復旧事業費の国庫補助金額の確定による歳入の財源の入れかえの補正でございます。

歳入であります。

3款1項1目下水道費国庫補助金は、補助金額の確定による増額補正でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、3款の国庫補助金を増額補正することにより繰入金を減額補正するものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後2時13分 休憩

午後2時24分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第25「承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算）」

議長（大須賀 啓君）

日程第25、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、議案書の44ページをお願いいたします。

承認第7号専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものであります。45ページになります。

平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）であります。

第1条の歳入予算の補正であります。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものであります。46ページに第1表を記載してございます。

詳細につきましては、事項別明細書の21ページでご説明をいたします。

この補正につきましては、農業集落排水施設の災害復旧事業費の国庫補助金額の確定による歳入の財源の入れかえ補正でございます。

歳入であります。

4款1項1目一般会計繰入金は、7款の国庫補助金を増額補正すること

によりまして、当該繰入金を減額補正するものでございます。

7款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金は、補助金額の確定による増額補正でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

---

## 日程第26「議案第41号 訴えの提起について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第26、議案第41号 訴えの提起についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 (千葉恵右君)

議案書47ページをお願いいたします。

訴えの提起でございます。

抵当権設定仮登記抹消登記手続きをすることを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、相手方につきましては議案書記載のとおりでございます。

物件でございますが、大和町〇〇〇〇〇にございます畑、99平方メートルの土地でございます。

道路については、土地所有者から起工承諾書を得て工事に着手をしている状況でございます。

訴えの提起の理由でございますが、町道中屋敷一番線の道路用地といたしまして、平成22年12月15日に前所有者との間で土地売買契約を締結をいたしまして、契約に基づきまして平成24年2月27日までに売買代金を支払いまして、所有権移転の仮登記を行っております。

しかしながら、土地には抵当権設定の仮登記が存在しておりましたので、前土地所有者に対しまして抵当権の解除を求めておりましたが、抵当権を設定しております上記の相手方が平成18年7月12日に破産手続が開始決定されまして、同破産手続につきましては平成19年5月25日に終結をしております。

こういったことから、抵当権の設定の解除が大変難しい状況となっておりますが、町の顧問弁護士に相談を行いまして進め方を協議してまいりました。その結果、既に抵当権の設定している相手方が存在していないということになりますので、破産管財人の請求権が失効する5年間を待って抵当権設定仮登記の抹消を求める訴えを提起するものでございます。

相手方が存在しないということでございますので、別の弁護士を立てまして相手方というふうにしていただきまして、訴えを起こすものでございます。これによりまして、裁判所の判決が出るのを待って登記の抹消を行おうとするものでございます。

なお、抵当権の解除については、当該買収地99平方のみとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

この内容、すっかりちょっとわからないのですけれども、金額的にはどのぐらいなのか、詳細がわかれば教えていただきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 (千葉恵右君)

まず、土地の取得については既に代金を支払ってございまして、移転費用につきましては11万2,355円で支払いをしております。

この抵当権でございますが、抵当権につきましては1,500万円の抵当権が入っております。そのうち99平方メートルの分だけの抹消登記をするという内容でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第27「同意第1号 監査委員の選任について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第27、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

9番松川利充君の退場を求めます。

〔9番松川利充君退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、追加になっていますでしょうか、同意第1号関係の議案書をお開きいただきたいと思います。

同意第1号でございます。

監査委員の選任につきまして、下記の者を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町吉岡字館下128番地の10。氏名、松川利充。生年月日、昭和20年6月13日でございます。

適任者と考えまして同意をお願いするところでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第1号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に松浦隆夫君及び門間浩宇君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番松浦隆夫君及び6番門間浩宇君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち

有効投票 16票

有効投票のうち

賛成 14票

反対 2票

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

9番松川利充君の入場を求めます。

〔9番松川利充君入場〕

松川利充君が入場いたしましたので、議長から投票の結果を申し添えさ

せていただきます。

投票の結果、松川利充君の監査委員就任が確定いたしましたので、ご報告いたします。

---

## 日程第28「議会活性化調査特別委員会の設置」

議長（大須賀 啓君）

日程第28、議会活性化調査特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会活動の活性化に関する調査研究のため、議長を除く17名でもって構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本案については、議長を除く17名で構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開催し、議会活性化調査特別委員会の正副委員長の選任をいたします。

午後2時43分 休憩

午後2時44分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に松川利充君、副委員長に平渡高志君、以上のとおり選任されました。

---

## 日程第29「企業立地推進調査特別委員会の設置」

議長（大須賀 啓君）

日程第29、企業立地推進調査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、企業立地の推進に関する調査研究のため、議長を除く17名でもって構成する企業立地推進調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本案については、議長を除く17名で構成する企業立地推進調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開催し、企業立地推進調査特別委員会の正副委員長を選任いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時46分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

企業立地推進調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に堀籠英雄君、副委員長に大崎勝治君、以上のとおり選任されました。

---

## 追加日程第1「所管事務調査の申し出について」

議 長 （大須賀 啓君）

追加日程第1、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則73条の規定によりお手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

議 長 （大須賀 啓君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時48分 閉 会